

事 務 連 絡
令和7年2月28日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和7年厚生労働省告示第30号）等については、「医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いについて」（令和7年2月20日保医発0220第8号）等により、令和7年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添1から別添3までのとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

歯科診療報酬点数表関係
(医療 D X 推進体制整備加算)

【医療 D X 推進体制整備加算】

問 1 令和 7 年 3 月 31 日時点で既に医療 D X 推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険医療機関は、同年 4 月 1 日からの医療 D X 推進体制整備加算の評価の見直しに伴い、施設基準の届出を改めて行う必要があるか。

(答)

＜電子処方箋を導入し、加算 1～3 を算定する場合＞

同年 4 月 1 日までに新たな様式による届出直しが必要である。

＜電子処方箋未導入で、加算 4～6 を算定する場合＞

届出直しは不要である。

なお、令和 7 年 3 月 31 日時点で既に医療 D X 推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険医療機関は、マイナ保険証利用率の実績が、加算 1～6 のいずれの基準にも満たない場合であっても、届出直しは不要である。ただし、この場合は当該加算を算定することはできない。

これに伴い、「医療情報取得加算及び医療 D X 推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その 1）」（令和 6 年 9 月 3 日事務連絡）別添 2 の問 1 及び「医療情報取得加算及び医療 D X 推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その 2）」（令和 6 年 9 月 27 日事務連絡）別添 2 の問 1 は廃止する。

問 2 電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制とは具体的にどのような体制を指すか。

(答) 院外処方を行う場合には、原則として、電子処方箋を発行し、又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行し処方情報の登録を行っていることを指し、院内処方を行う場合には、原則として、医療機関内で調剤した薬剤の情報を電子処方箋管理サービスに登録を行っていることを指す。

電子処方箋管理サービスへの登録等については、「電子処方箋管理サービスの運用について」(令和 4 年 10 月 28 日付け薬生発 1028 第 1 号医政発 1028 第 1 号保発 1028 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。)を参照すること。ただし、当該加算を算定するに当たっては、電子処方箋システムにおける医薬品のマスタの設定等が適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかについて、厚生労働省が示すチェックリストを用いた点検が完了する必要がある。なお、点検が完了した保険医療機

関は、医療機関等向け総合ポータルサイトにおいて示される方法により、その旨を報告すること。

(参考 1) 電子処方箋について (厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

(参考 2) 電子処方箋管理サービスについて (医療機関等向け総合ポータルサイト)

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sys_kb_id=c0252a742bdb9e508cdcfca16e91bf57

問 3 保険医療機関の責めによらない理由により、マイナ保険証利用率が低下することも考えられ、その場合に医療 D X 推進体制整備加算が算定できなくなるのか。

(答) その時点で算出されている過去 3 か月間で最も高い「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」率を用いて算定が可能である。

なお、これに伴い、「医療情報取得加算及び医療 D X 推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について (その 1)」(令和 6 年 9 月 3 日事務連絡) 別添 2 の問 3 は廃止する。

問 4 当該加算の施設基準通知において、「医療 D X 推進体制整備加算を算定する月の 3 月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。」とあるが、具体的にはどのように用いることができるのか。

(答) 例えば令和 7 年 4 月分の当該加算算定におけるマイナ保険証利用率については、同年 1 月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が適用されるが、令和 6 年 11 月あるいは 12 月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることが出来る。

なお、これに伴い、「医療情報取得加算及び医療 D X 推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について (その 1)」(令和 6 年 9 月 3 日事務連絡) 別添 2 の問 5 は廃止する。

【在宅医療DX情報活用加算】

問5 令和7年3月31日時点で既に在宅医療DX情報活用加算の施設基準を届け出ている保険医療機関は、同年4月1日からの在宅医療DX情報活用加算の評価の見直しに伴い、施設基準の届出を改めて行う必要があるか。

(答) 同年4月1日以降に在宅医療DX情報活用加算2を算定する場合には届出直しは不要であるが、同加算1を算定する場合には同年4月1日までに新たな様式で届出直しが必要である。